

別添46 無負荷急加速黒煙の測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時に発生する黒煙の排出濃度の測定に適用する。

2. 黒煙測定器の状態

黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。なお、黒煙を採取する直前にプローブのパージ（滞留黒煙の掃気）を行うこととする。

3. 自動車の状態

3.1 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。

3.2 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。この場合において、原動機を無負荷の状態とすることができない構造のものにあつては、付属装置（油圧ポンプ等）による原動機の負荷の一部を切り離す等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 黒煙の測定

4.1 プローブの挿入

黒煙は、自動車の排気管内にプローブ（黒煙測定器の排出ガス採取部）を20cm程度挿入して測定する。ただし、プローブを20cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2 自動車の運転条件

4.2.1 原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作を2回又は3回繰り返す。

4.2.2 無負荷運転を5～6秒行う。

4.2.3 加速ペダルを急速に一杯踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、加速ペダルを放し13秒間持続し、この間の黒煙を採取する。

4.2.4 4.2.3に掲げる操作を継続して、さらに2回繰り返す。

4.3 黒煙の採取時期

黒煙の採取は、4.2.3及び4.2.4において加速ペダルを踏み込み始めたときから行う。

4.4 採取された黒煙の測定方法

排気管から大気中に排出される排出物をポンプ式の排気煙採取装置により、ろ紙を通して0.3301吸引し、当該排出物に含まれる黒煙によるろ紙の汚染の度合を反射式の測定装置により測定することにより行い、汚染度は、3回の測定値を平均した整数値とする。

(参考図)

